指定居宅介護支援事業所 管理者様 地域密着型介護老人福祉施設 施設長様 介 護 保 険 施 設 施 設 長 様

健康福祉局介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(通知)

陽春の候ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、本市の介護保険制度の要介護認定の実施にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

これまで、面会禁止等の措置がとられている介護保険施設や病院等に入院・入所している方の更新申請については、臨時的な取扱いをお願いしているところですが、新たに発出された標記事務連絡(別紙参照)に基づき、<u>すべての更新申請について、面会が困難な場合には、臨時的な取扱いとして従来の期</u>間に新たに12ヶ月までの範囲内で延長ができることとします。

つきましては、以下の内容をご確認のうえ、対応をお願い致します。

### 1 更新申請について

すべての更新申請について面会が困難な場合には、被保険者・家族等に臨時的な取扱いにより、 従来の期間を延長となる旨をお伝えし、理解を求めてください。<u>同意を得られた場合のみ、実施と</u>なります。

### ※1 (面会が困難な場合)

被保険者および同居する方が感染もしくは感染の疑い等がある場合のほか、感染するリスクを避けることを理由に被保険者やご家族等から訪問調査を拒まれた場合も該当するものとします。

## ※2 (申請書の記載方法)

代行申請を行う場合、介護保険(要介護・要支援)認定申請書の裏面にある「<u>その他特記すべき事項</u>」欄に、新型コロナウイルス感染症に係る<u>臨時的取扱い希望</u>と記載し、提出をお願いします。その際、認定調査票や主治医意見書の作成依頼は実施せず、従来の期間を延長とします。(現在の有効期間を 12 ヶ月延長とします。ただし、現在の有効期間が 12 ヶ月未満の場合は、6 ヶ月延長とします)

#### 2 新規申請・区分変更申請について

被保険者・家族等から臨時的取扱い希望と記載された場合でも、新規申請・区分変更申請については臨時的な取扱いにはなりませんので、あらかじめご了承ください。なお、申請された内容に齟齬や不明な点があった際は、区役所から確認させていただく場合があります。

# <参考>面会が禁止されている介護保険施設・病院および調査拒否等されている在宅等の取り扱い

	施設入所中(GH等を含む)	病院に入院中	在宅
更新	【臨時的取扱い】	【臨時的取扱い】	【臨時的な取扱い】
	※従前介護度および有効期間	※従前介護度および有効期間	※従前介護度および有効期
	の延長を実施	の延長を実施	間の延長を実施
新規	_	【調査保留】 面会が解禁されたら調査実施	【調査保留】 ※認定が遅れる旨を説明 し、日程の再調整
区分変更	【調査保留】 面会が解禁されたら調査実施	【調査保留】 面会が解禁されたら調査実施	【調査保留】 ※認定が遅れる旨を説明 し、日程の再調整

## 3 参考資料 (別添参照)

・新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その4)

(担当) 健康福祉局介護保険課 認定担当 TEL 671-4256 FAX 550-3614 kf-kaigonintei@city.yokohama.jp